

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和2年5月29日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第13号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）及び附則第5項（見出しを含む。）中「平成33年2月5日」を「令和3年2月5日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の支給に関する特例措置）

6 令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項中「市長にあっては20万円を、副市長にあっては15万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。